

# ○熊本県地球温暖化の防止に関する条例

(平成22年3月26日条例第16号)

改正 平成26年3月24日条例第25号 平成28年10月11日条例第42号  
平成29年3月24日条例第13号

熊本県地球温暖化の防止に関する条例をここに公布する。

## 熊本県地球温暖化の防止に関する条例

### 目次

第1章 総則(第1条―第9条)

第2章 地球温暖化対策に関する施策の推進

第1節 県による地球温暖化対策(第10条・第11条)

第2節 事業活動に係る地球温暖化対策(第12条―第20条)

第3節 日常生活等に係る地球温暖化対策(第21条―第25条)

第4節 交通及び自動車に係る地球温暖化対策(第26条―第31条)

第5節 建築物に係る地球温暖化対策(第32条―第36条)

第6節 農林水産業に係る地球温暖化対策(第37条―第39条)

第7節 緑化等による地球温暖化対策(第40条)

第8節 再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策(第41条・第42条)

第9節 廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策(第43条)

第10節 地球温暖化の防止に関する教育及び学習等(第44条)

第3章 県による情報の提供等(第45条―第52条)

第4章 雑則(第53条・第54条)

附則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、熊本県環境基本条例(平成2年熊本県条例第49号)の本旨に従い、地球温暖化の防止に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策の推進を図り、もって温室効果ガスの排出量が自然界の吸収量に相当する量以内に削減されると同時に生活の豊かさを実感できる社会(以下「低炭素社会」という。)の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組をいう。
- (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱

(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。

(5) 建築主等 建築主(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第16号に規定する建築主をいう。第32条において同じ。)又は建築物(同法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の所有者若しくは管理者をいう。

(6) 環境保全活動団体 地域地球温暖化防止活動推進センター(法第38条第1項の規定により知事が指定するものをいう。第48条において同じ。)その他の環境の保全に関する活動を行うことを主たる目的として組織された団体をいう。

(7) 再生可能エネルギー 太陽光、風力その他規則で定めるものを利用して得ることができるエネルギーをいう。

(基本理念)

第3条 低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

(1) 県、事業者、県民、建築主等及び環境保全活動団体が温室効果ガスの排出を抑制した事業活動及び生活様式への見直しを図るなど、自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組むこと。

(2) 県、事業者、県民、建築主等及び環境保全活動団体の相互の連携及び協働による地球温暖化対策が総合的かつ計画的に推進されること。

(3) 地球温暖化対策と熊本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上との両立が図られること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、事業者、県民、建築主等、環境保全活動団体、旅行者及び市町村と連携し、及び協働して、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、エネルギーの使用の合理化、資源の有効な利用その他の温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、その日常生活に関し、エネルギーの使用の合理化、資源の有効な利用その他の温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置を自主的かつ積極的に講ずるほか、地域社会における地球温暖化の防止を図るための活動に自主的かつ積極的に参加するよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めるものとする。

(建築主等の責務)

第7条 建築主等は、地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、建築物に係るエネルギーの使用の合理化、資源の有効な利用その他の温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 建築主等は、県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めるものとする。  
(環境保全活動団体の役割)

第8条 環境保全活動団体は、基本理念にのっとり、その活動を通じて、事業者、県民及び建築主等の地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深め、これらの者が行う地球温暖化対策への連携及び協働を促進する役割を果たすよう努めるものとする。

2 環境保全活動団体は、県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めるものとする。  
(旅行者の協力)

第9条 県は、旅行者に対し、温室効果ガスの排出の抑制等を図るための取組を自主的かつ積極的に行うよう協力を求めるものとする。

## 第2章 地球温暖化対策に関する施策の推進

### 第1節 県による地球温暖化対策

(地球温暖化対策推進計画の策定)

第10条 知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策推進計画」という。)を定めるものとする。

2 地球温暖化対策推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に係る目標
- (2) 前号の目標を達成するために必要な施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項

3 知事は、地球温暖化対策推進計画を定めるに当たっては、国の地球温暖化対策に関する計画等を参考にするとともに、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある計画について、当該計画の目的の達成との調和を図りつつ、連携して温室効果ガスの排出の抑制等に資するよう配慮するものとする。

4 知事は、地球温暖化対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、熊本県環境審議会(第52条において「審議会」という。)及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

5 知事は、地球温暖化対策推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年度、地球温暖化対策推進計画の実施状況について公表するものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、地球温暖化対策推進計画の変更について準用する。

(県の率先実施)

第11条 県は、その事務及び事業に関し、次に掲げる温室効果ガスの排出の抑制等を図るための事項を率先して行うものとする。

- (1) エネルギーの使用の合理化の推進に関すること。
- (2) 環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。)の調達の推進に関すること。
- (3) 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動

車をいう。以下同じ。)の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関すること。

(4) 県が設置し、又は管理する施設における緑化の推進に関すること。

(5) 県が設置し、又は管理する施設における再生可能エネルギーの利用の推進に関すること。

(6) 廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効な利用の推進であって温室効果ガスの排出の抑制に資するものに関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため必要な事項

## 第2節 事業活動に係る地球温暖化対策

(環境マネジメントシステムの導入及び推進)

第12条 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出を効果的かつ効率的に抑制するため、環境マネジメントシステム(事業者がその事業活動における環境への負荷(環境基本法(平成5年法律第91号)第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。))を低減するため自ら定めた計画に基づき実施した措置を点検し、評価し、及び当該計画を見直すことにより、継続的な事業活動の改善を図る仕組みをいう。)の導入及び推進に努めるものとする。

(事業所における冷暖房時の温度及び服装への配慮等)

第13条 事業者は、その事業の遂行に支障のないよう配慮しつつ、その事業の用に供する建築物の内部を冷房し、又は暖房するときの温度を温室効果ガスの排出の抑制に資する相当な温度に保つよう努めるものとする。この場合において、事業者は、その従業員の就業中の服装に配慮するとともに、来訪者に対し、当該温度に保っている旨の説明又は表示に努めるものとする。

(寄与的取組)

第14条 事業者は、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に加え、他の者の活動により抑制され、又は吸収された温室効果ガスの量に相当する価値を購入すること、自らの事業を行う場所以外の場所で温室効果ガスの排出の抑制又は吸収を実現する取組を行うことその他の自らの事業活動以外で行う温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組(以下「寄与的取組」という。)を行うよう努めるものとする。この場合において、事業者は、県内の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するよう配慮するものとする。

(温室効果ガスの排出量の少ない電気機器等の選択等)

第15条 事業者は、電気機器、ガス機器その他のエネルギーを消費する機械器具又は設備等(以下「電気機器等」という。)を購入し、又は使用する場合には、その使用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものを選択し、又は温室効果ガスの排出量をより少なくする方法により使用するよう努めるものとする。

2 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、環境物品等の積極的な選択に努めるものとする。

(環境への負荷の少ない催し等の開催)

第16条 相当程度大規模な催し又は会議として規則で定めるもの(以下この条において「催し等」という。)を開催しようとする者(以下この条において「催し等開催者」という。)は、催し等の開催に当たっては、当該催し等に参加しようとする者(次項において「参加者」という。)と協力し、温室効果ガスの排出、廃棄物の排出その他の環境への負荷をできる限り低減するよう努めるものとする。

2 催し等開催者は、参加者に対し、催し等を開催する場所への移動及び当該場所からの移動に当たっては、公共交通機関の利用その他の温室効果ガスの排出の抑制に資する方法によるよう周知に努めるものとする。

3 催し等開催者は、その催し等の開催に伴う温室効果ガスの排出の抑制に加え、寄与的取組を行うよう努めるものとする。この場合において、催し等開催者は、県内の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するよう配慮するものとする。

(事業活動温暖化対策計画書の作成等)

第17条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として規則で定めるもの(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び抑制の量に係る目標並びに排出の抑制を図るための措置その他の地球温暖化の防止に関する事項を定めた計画(以下この条において「事業活動温暖化対策計画」という。)を記載した計画書(以下「事業活動温暖化対策計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 連鎖化事業(法第26条第2項に規定する連鎖化事業をいう。以下この項において同じ。)を行う者については、その加盟者(当該連鎖化事業に加盟する者をいう。)が設置している当該連鎖化事業に係る県内に所在する全ての事業所における事業活動を当該連鎖化事業を行う者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。

3 特定事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策計画書を作成し、知事に提出することができる。

4 第1項又は前項の規定により事業活動温暖化対策計画書を提出した者(第6項の規定により事業活動温暖化対策計画の廃止に係る事項を記載した届出書を提出した者を除く。)は、事業活動温暖化対策計画を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の事業活動温暖化対策計画書(以下「事業活動温暖化対策変更計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、事業活動温暖化対策計画を廃止することができる。

(1) 第1項の規定により事業活動温暖化対策計画書を提出した後規則で定める事由に該当することとなった特定事業者

(2) 第3項の規定により事業活動温暖化対策計画書を提出した特定事業者以外の事業者

6 前項の規定により事業活動温暖化対策計画を廃止した者は、規則で定めるところにより、当該事業活動温暖化対策計画の廃止に係る事項を記載した届出書(以下「事業活動温暖化対策計画廃止届出書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(事業活動温暖化対策実施状況報告書の作成等)

第18条 前条第1項又は第3項の規定により事業活動温暖化対策計画書を提出した者(同条第6項の規定により事業活動温暖化対策計画廃止届出書を提出した者を除く。)は、毎年度、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び事業活動温暖化対策計画書に定めた措置の実施状況を記載した報告書(以下「事業活動温暖化対策実施状況報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(事業活動温暖化対策計画書等の公表等)

第19条 知事は、次の各号に掲げる書類(以下この条において「計画書等」という。)のいずれかの提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。

- (1) 第17条第1項又は第3項に規定する事業活動温暖化対策計画書
- (2) 第17条第4項に規定する事業活動温暖化対策変更計画書
- (3) 前条に規定する事業活動温暖化対策実施状況報告書

2 計画書等のいずれかを提出する者(以下この条において「計画書等提出者」という。)は、当該計画書等に記載する内容が公にされることにより、当該計画書等提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料するときは、当該計画書等の提出と併せて、規則で定めるところにより、当該計画書等の内容の全部又は一部を公表しないよう知事に請求することができる。

3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、請求があった部分について公表することが適当でない認めるときは、第1項の規定にかかわらず当該請求があった部分については公表しないものとする。ただし、当該請求があった部分の一部につき公表することが適当でない認められる場合であって、公表することが適当でない部分を容易に区分できるときは、当該部分を除いた部分につき公表するものとする。

(目標を達成するための補完的手段)

第20条 第17条第1項又は第3項の規定により事業活動温暖化対策計画書を提出した者は、事業活動温暖化対策計画書に定める温室効果ガスの排出の抑制の量に係る目標を達成する手段として、森林の整備及び保全、再生可能エネルギーの利用その他の規則で定める地球温暖化対策によることができる。

### 第3節 日常生活等に係る地球温暖化対策

(住宅における冷暖房時の温度)

第21条 県民は、その生活に支障のない範囲内で、その住宅の内部を冷房し、又は暖房するときの温度を温室効果ガスの排出の抑制に資する相当な温度に保つよう努めるものとする。

(環境への負荷を低減する消費行動等)

第22条 県民は、その日常生活において、物品又は役務に係る温室効果ガスの排出その他の環境への負荷に関する情報を収集し、及び知識を修得し、環境への負荷の低減に資する合理的な消費に関する行動をするとともに、次に掲げる取組を行うよう努めるものとする。

- (1) 電気機器等を購入し、又は使用する場合には、その使用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものを選択し、又は温室効果ガスの排出量をより少なくする方法により使用すること。
- (2) 環境物品等を積極的に選択すること。

(温室効果ガスの排出量が少ない電気機器等の提供等)

第23条 事業者は、日常生活等における温室効果ガスの排出の抑制に資するため、電気機器等又は役務を提供する場合には、その利用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものの提供に努めるものとする。

2 電気機器等の製造を業とする者は、前項に規定するもののほか、その使用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものの開発に努めるものとする。

(物品等に係る温室効果ガスの排出量の表示)

第24条 物品の生産若しくは製造又は役務の提供を業とする者は、物品又は役務を提供する場合において、当該物品又は役務の原材料の調達から利用、廃棄に至るまでの温室効果ガスの排出量を二酸化炭素に換算して、簡易な方法により分かりやすく表示するよう努めるものとする。

(特定電気機器等に係る省エネルギー性能の表示等)

第25条 温室効果ガスの排出量が相当程度多い電気機器等として規則で定めるもの(以下この項において「特定電気機器等」という。)の販売を業とする者(店舗において販売するものに限る。)は、特定電気機器等の本体又はその近傍の見やすい場所に、当該特定電気機器等の使用に係るエネルギーの消費量との対比における性能(次項において「省エネルギー性能」という。)を示す事項を記載した規則で定める表示を付すよう努めるものとする。

2 電気機器等の販売を業とする者は、電気機器等を購入しようとする者に対し、その販売形態に応じ適切な方法により、当該電気機器等の使用に係る省エネルギー性能について説明するよう努めるものとする。

#### 第4節 交通及び自動車に係る地球温暖化対策

(公共交通機関の利用等への転換等)

第26条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その事業活動又は日常生活において、自動車の使用に代えて、公共交通機関の利用、原動機付自転車(道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)若しくは自転車の使用又は徒歩による移動に努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動における自動車の使用及びその従業員の自家用自動車(自家用として使用される自動車をいう。第29条第1項において同じ。)による通勤に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(エコドライブ等)

第27条 自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を使用し、又は所有する者は、その使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、エコドライブ(自動車等を駐車する場合に当該自動車等の原動機を停止する等環境への負荷の低減に配慮した自動車等の適正な運転及び整備をいう。)に努めるものとする。

2 自動車等を購入しようとする者は、その使用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものの購入に努めるものとする。

3 自動車等の販売又は貸渡し(道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の規定による許可を得て、有償で貸し渡すことをいう。)を業とする者は、その使用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものの提供に努めるものとする。

4 自動車の販売を業とする者は、販売する新車(過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する有効な自動車検査証の交付を受けていない自動車をいう。以下この項において同じ。)の使用に伴う温室効果ガスの排出量その他の規則で定める事項に関する情報(以下この項において「自動車環境情報」という。)を店舗の見やすい場所に適切に表示するとともに、新車を購入しようとする者に対し、当該新車に係る自動車環境情報について説明するよう努めるものとする。

5 事業者は、物流に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、配送の共同化その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(電気自動車等の普及促進)

第28条 県は、事業者、県民及び市町村と連携し、及び協働して、電気自動車(専ら電気を動力源とする自動車をいう。)、電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものをいう。)、その他の自動車等で、その使用に伴う温室効果ガスの排出量が相当程度少ないものの普及のための措置を講ずるよう努めるものとする。

(エコ通勤環境配慮計画書の作成等)

第29条 常時使用される従業員の数が相当程度多い大規模な事業者として規則で定めるもの(以下「特定規模事業者」という。)は、規則で定めるところにより、その従業員の自家用自動車による通勤に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置その他の地球温暖化の防止に関する事項を定めた計画(以下この条において「エコ通勤環境配慮計画」という。)を記載した計画書(以下「エコ通勤環境配慮計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 特定規模事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、エコ通勤環境配慮計画書を作成し、知事に提出することができる。
- 3 前2項の規定によりエコ通勤環境配慮計画書を提出した者(第5項の規定によりエコ通勤環境配慮計画の廃止に係る事項を記載した届出書を提出した者を除く。)は、エコ通勤環境配慮計画を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後のエコ通勤環境配慮計画書(以下「エコ通勤環境配慮変更計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、エコ通勤環境配慮計画を廃止することができる。
  - (1) 第1項の規定によりエコ通勤環境配慮計画書を提出した後規則で定める事由に該当することとなった特定規模事業者
  - (2) 第2項の規定によりエコ通勤環境配慮計画書を提出した特定規模事業者以外の事業者
- 5 前項の規定によりエコ通勤環境配慮計画を廃止した者は、規則で定めるところにより、当該エコ通勤環境配慮計画の廃止に係る事項を記載した届出書(以下「エコ通勤環境配慮計画廃止届出書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(エコ通勤環境配慮実施状況報告書の作成等)

第30条 前条第1項又は第2項の規定によりエコ通勤環境配慮計画書を提出した者(同条第5項の規定によりエコ通勤環境配慮計画廃止届出書を提出した者を除く。)は、毎年度、規則で定めるところにより、エコ通勤環境配慮計画書に定めた措置の実施状況を記載した報告書(以下「エコ通勤環境配慮実施状況報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(エコ通勤環境配慮計画書等の公表)

第31条 知事は、次の各号に掲げる書類のいずれかの提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。

- (1) 第29条第1項又は第2項に規定するエコ通勤環境配慮計画書
- (2) 第29条第3項に規定するエコ通勤環境配慮変更計画書
- (3) 前条に規定するエコ通勤環境配慮実施状況報告書

第5節 建築物に係る地球温暖化対策

(建築物環境配慮計画書の作成等)

第32条 建築主であつて、規則で定める規模以上の新築、改築又は増築をしようとする者(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第18条各号のいずれかに該当する建築物に係る建築主を除く。以下「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、その建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置その他の環境への配慮に関する事項を定めた計画(以下「建築物環境配慮計画」という。)を記載した計画書(以下「建築物環境配慮計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 特定建築主以外の建築主は、規則で定めるところにより、建築物環境配慮計画書を作成し、知事に提出することができる。
- 3 前2項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した者は、建築物環境配慮計画を変更したときは、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項を記載した計画書(以下「建築物環境配慮変更計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(建築物工事完了届出書の作成等)

第33条 前条第1項又は第2項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した者は、当該建築物環境配慮計画書に係る建築物の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、工事の完了に係る事項を記載した届出書(以下「建築物工事完了届出書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(建築物環境性能届出書の作成等)

第34条 建築物の所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、その建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るために実施している措置その他の環境への配慮に関する事項を記載した届出書(以下「建築物環境性能届出書」という。)を作成し、知事に提出することができる。

(建築物環境配慮計画書等の公表)

第35条 知事は、次の各号に掲げる書類のいずれかの提出があつたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。

- (1) 第32条第1項又は第2項に規定する建築物環境配慮計画書
- (2) 第32条第3項に規定する建築物環境配慮変更計画書
- (3) 第33条に規定する建築物工事完了届出書
- (4) 前条に規定する建築物環境性能届出書

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報の提供)

第36条 次の各号に掲げる書類のいずれかを提出した者で、建築物の販売又は賃貸を業とするものは、当該建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、規則で定めるところにより、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置その他の環境への配慮に関する情報の提供に努めるものとする。

- (1) 第32条第1項又は第2項に規定する建築物環境配慮計画書
- (2) 第34条に規定する建築物環境性能届出書

#### 第6節 農林水産業に係る地球温暖化対策

(農林水産業における環境に配慮した生産活動)

第37条 農林水産業を営む者は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、農林水産業の用に供する設備の使用に係るエネルギーの使用の合理化、肥料の使用の

適正化その他の環境への負荷の低減に配慮した生産活動を行うよう努めるものとする。

(地産地消)

第38条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、より身近な地域の県内農林水産物等(県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものをいう。)を優先して消費するよう努めるものとする。

(森林の整備及び保全等)

第39条 事業者、県民及び環境保全活動団体は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、相互に連携し、及び協働して、森林の適切な整備及び保全並びに県内で生産された木材その他の森林資源の利用を推進するとともに、地域における森林の整備及び保全に関する活動に参加するよう努めるものとする。

2 県は、事業者、県民及び環境保全活動団体と連携し、及び協働して、森林の整備及び保全その他の森林による温室効果ガスの吸収量を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

第7節 緑化等による地球温暖化対策

第40条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、その所有し、又は管理する建築物及び敷地の緑化に努めるものとする。

2 県は、事業者、県民及び建築主等と連携し、及び協働して、都市における緑化の推進及び緑地の保全その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第8節 再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策

(再生可能エネルギーの優先的利用)

第41条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、その事業活動又は日常生活において、再生可能エネルギーの優先的な利用に努めるものとする。

(太陽光発電設備等の積極的導入等)

第42条 事業者、県民及び建築主等は、再生可能エネルギーの利用に当たっては、太陽光を電気に変換する設備等(次項において「太陽光発電設備等」という。)の積極的な導入に努めるものとする。

2 事業者、大学その他の教育研究機関及び県は、相互に連携し、及び協働して、太陽光発電設備等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めるものとする。

第9節 廃棄物の発生の抑制等による地球温暖化対策

第43条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の抑制に資するため、その事業活動又は日常生活において、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効な利用に努めるものとする。

2 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとする。

第10節 地球温暖化の防止に関する教育及び学習等

第44条 県は、県民の地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深めるため、学校、家庭、事業者、環境保全活動団体及び市町村その他の多様な主体と連携し、及び協働して、すべての世代に対する地球温暖化の防止に関する教育の推進及び学習の機会の充実並びに地球温暖化の防止に関する専門的な知識又は経験を有す

る人材の育成に努めるものとする。

### 第3章 県による情報の提供等

(情報の提供等)

第45条 県は、事業者、県民、建築主等、環境保全活動団体及び旅行者に対し、これらの者が地球温暖化の防止の重要性に関する理解を深めるために必要な情報の提供、これらの者が行う地球温暖化対策を促進するための支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査、分析、研究開発及び産業の育成等)

第46条 県は、事業者、環境保全活動団体及び大学その他の教育研究機関と連携し、及び協働して、地球温暖化の現状に関する最新の情報の把握、効果的な地球温暖化対策に関する調査及び分析、地球温暖化の防止に寄与する技術の研究開発の推進並びに地球温暖化の防止に寄与する技術を有する産業の育成及び振興に努めるものとする。

2 県は、中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であつて、県内に事務所を有するものをいう。以下この項において同じ。)による地球温暖化対策を促進するため、中小企業者に対する地球温暖化の防止に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(顕彰)

第47条 県は、地球温暖化対策の推進に関し、特に優れた取組を行った事業者、県民、建築主等及び環境保全活動団体の顕彰に努めるものとする。

(地域地球温暖化防止活動推進センター等への支援等)

第48条 県は、地域地球温暖化防止活動推進センター(以下この条において「センター」という。)が事業者、県民及び環境保全活動団体の地球温暖化対策を促進する役割を果たすことができるよう、その支援に努めるものとする。

2 県は、熊本県地球温暖化防止活動推進員(法第37条第1項の規定により知事が委嘱する者をいう。次項において同じ。)及び地球温暖化対策地域協議会(法第40条第1項の規定により組織されるものをいう。次項において同じ。)が地域における地球温暖化対策を促進する役割を果たすことができるよう、センター及び市町村と連携し、それらの支援に努めるものとする。

3 県は、市町村、センター、熊本県地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会及び環境保全活動団体(センターを除く。)による相互の連携及び協働が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第49条 知事は、事業者、県民、建築主等及び環境保全活動団体がこの条例に基づく地球温暖化対策を実施する場合において、必要な指導及び助言をすることができる。

(報告等の要求)

第50条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる書類のいずれかを提出した者に対し、この条例に基づく措置の実施の状況その他の必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

- (1) 第17条第1項又は第3項に規定する事業活動温暖化対策計画書
- (2) 第29条第1項又は第2項に規定するエコ通勤環境配慮計画書
- (3) 第32条第1項又は第2項に規定する建築物環境配慮計画書

(4) 第34条に規定する建築物環境性能届出書  
(勧告)

第51条 知事は、特定事業者(第17条第5項第1号の規則で定める事由に該当することとなった特定事業者を除く。)、特定規模事業者(第29条第4項第1号の規則で定める事由に該当することとなった特定規模事業者を除く。 )又は特定建築主(第32条第3項の規定による建築物環境配慮計画の変更により、特定建築主に該当しなくなった場合における当該特定建築主を除く。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 正当な理由なく、第17条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画書、同条第4項に規定する事業活動温暖化対策変更計画書又は第18条に規定する事業活動温暖化対策実施状況報告書を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、第29条第1項に規定するエコ通勤環境配慮計画書、同条第3項に規定するエコ通勤環境配慮変更計画書又は第30条に規定するエコ通勤環境配慮実施状況報告書を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。
- (3) 正当な理由なく、第32条第1項に規定する建築物環境配慮計画書又は同条第3項に規定する建築物環境配慮変更計画書を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

(公表)

第52条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、あらかじめ、審議会の意見を聴いた上で、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 雑則

(市町村条例との関係)

第53条 知事は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、この条例の目的の全部又は一部を達成することができることを認めるときは、当該市町村について、この条例の全部又は一部の規定を適用しないこととすることができる。

- 2 前項の規定により、この条例の規定を適用しないこととする市町村及びこの条例の規定のうち当該市町村において適用しないこととする規定については、規則で定める。

(規則への委任)

第54条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第32条から第36条まで及び附則第6項の規定 平成22年10月1日

(2) 第51条及び第52条の規定 平成23年4月1日

(検討)

- 2 知事は、この条例の施行後5年を目途として、地球温暖化の防止に寄与する技術革新の進展、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化対策推進計画に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に定められている地球温暖化対策に関する県の計画であつて、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するためのものは、第10条第1項の規定により定められた地球温暖化対策推進計画とみなす。

(建築物環境配慮計画書の適用に関する経過措置)

- 4 第32条第1項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知がされた建築物について適用する。

(熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

- 5 熊本県生活環境の保全等に関する条例(昭和44年熊本県条例第23号)の一部を次のように改正する。

目次中「

第5章 地球環境保全対策の推進

第1節 地球温暖化の防止(第72条—第74条)

」を「

第5章 地球環境保全対策の推進

第1節 削除

」に改める。

第5章第1節を次のように改める。

第1節 削除

第72条から第74条まで 削除

(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 6 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表に次の1号を加える。

<p>71 熊本県地球温暖化の防止に関する条例(平成22年熊本県条例第16号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 条例第32条から第34条までの規定による知事に対する提出の受付に関する事務</p> <p>(2) 条例第35条の規定による公表に関する事務</p> <p>(3) 条例第49条の規定による指導及び助言に関する事務((1)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(4) 条例第50条の規定による報告又は資料の提出の要求に関する事務((1)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(5) 条例第51条の規定による勧告に関する事務((1)に掲げる事務に係るものに限る。)</p>	<p>熊本市、八代市</p>
---	----------------

附 則(平成26年3月24日条例第25号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月11日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月24日条例第13号)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第32条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知がされた建築物について適用し、同日前に当該確認の申請又は当該計画の通知がされた建築物については、なお従前の例による。